

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（456）」

2. 日時：平成28年10月6日 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、池田安全審査官、小林（貴）安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、沼田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他4名

電源開発株式会社：品質保証室 品質保証タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ主任 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 品質保証グループ課長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長(炉心技術)

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 「分析の実施及び組織要因の検討」において、全社的な要因等について具体的に説明すること。
- 新たな知見が得られた場合に、「対策の実施・評価プロセスの全体像」において、どのように対策に取り込むのか説明すること。
- 分析結果としての「対策」と「改革プラン」の関係を説明すること。
- 当事者による分析と事故調による分析のメリット・デメリットを整理した上で、今回採用した原因分析体制の妥当性について説明すること。
- 検証委員会・改革監視委員会がどのように客観性や妥当性を確認したか説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 福島第一原子力発電所事故の知見の取り込みの考え方について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について